

宮城県犯罪被害者支援条例の改正及び審議会設置の経緯

1 背景

- 宮城県犯罪被害者支援条例は、平成15年11月定例会で議員提案により全国に先駆けて制定され、翌年4月1日から施行された。
- 施行から20年近くが経過し、被害者への支援の在り方などで現状に合わない面が出てきていたことから、全部改正されたもの。

2 主な改正の内容

- 条例の名称について、「犯罪被害者支援条例」から「犯罪被害者等支援条例(以下「新条例」という。)」に改められ、犯罪被害者の家族や遺族を含むことを明らかにされた。
- 犯罪被害者等の支援については、生命、身体に対する直接的な被害のみならず、住まいや雇用の確保、心理的外傷や経済的困窮等に係る中長期的かつ総合的な支援が重要であることから、条例の所管が公安委員会から知事部局に改められた。
- 県、市町村及び県民の責務に加えて、事業者及び民間支援団体の責務が新たに定められた。
- 犯罪被害者等に対する中長期的な支援(※)に係る具体的な施策として、居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減、保健医療サービス及び福祉サービスの提供等が基本的施策として盛り込まれた。
- 自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい犯罪被害者等(子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等)に関する相談体制の確立等に取り組むものとされた。

3 宮城県犯罪被害者等支援審議会の設置について

- 新条例第9条に基づき、知事は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援計画を定めるものとされた。
- 新条例第23条に基づき、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議するため、宮城県犯罪被害者等支援審議会を設置することとされた。

※中長期的に求められるとされた支援の例

・居住の安定(第13条)

犯罪等により、収入が減少し生計維持が困難となった場合や、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となった場合の支援

・雇用の安定(第14条)

犯罪被害者等が、精神的・身体的被害により仕事の能率低下、治療のための通院、裁判出廷のため勤務できない場合や、職場内における偏見や心ない言動などにより二次的被害を受けることがないようにする支援

・経済的負担の軽減(第16条)

高額な医療費や収入の途絶等により、犯罪被害者等が経済的な困窮に直面した場合の支援

・保健医療サービス及び福祉サービスの提供等(第17条)

心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの回復を図るための支援